

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の
労災認定基準改正案」に対して寄せられた御意見について

令和 2 年 8 月 21 日
厚生労働省労働基準局補償課
職業病認定対策室

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の労災認定基準改正案」について、令和 2 年 7 月 17 日から同年 8 月 15 日まで御意見を募集したところ、2 件（うち今回の御意見募集と関係しない御意見 1 件）の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、御意見は適宜要約しております。また、意見募集の対象となる項目についてのみ考え方を示させていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

| 御意見の内容 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|
| 現在の流れだと労災認定を受けた場合、企業側への民事訴訟へ発展して安全配慮義務を問われることが多い。複数業務にて労災認定を受けた場合、会社としては安全配慮義務には問われることになるのではないか。会社側としては、複数業務を容認できない方向へ進むことに繋がると考えられる。 | 企業の安全配慮義務については民事訴訟において判断されるものと考えられますが、複数事業労働者の複数業務要因災害については、いずれの就業先も労働基準法上の災害補償責任は負わないものとされております。 |